

②『創業』国家戦略特区等にかかる再検討要請回答

提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係府省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
随时R1-009 京都市 株式会社ビーパック 日本自動車用フィルム施工協会	窓用遮熱フィルム 装着車に関する 車検手続きの簡素化	<p>・自動車の車検では窓ガラスに遮熱フィルムが装着されている場合、ディーラー等は可視光線透過率を測定器で計測しているが、測定器を保有していないディーラー等が多い。</p> <p>・フィルムが装着されている場合、測定器を保有していないディーラー等では次の対応を取らざるを得ない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 車検の注文を断る(機会損失) 2 陸運局に持込み、透過率の測定を依頼する(追加負担の発生、非効率) 3 フィルムをはがし、車検を実施する(自動車所有者の経済的損失) <p>・そのため、車検時に自動車の所有者から窓ガラスの透過率に関する証明書(※)の提出がある場合、ディーラー等は点検業務のうち窓ガラスの透過率測定を免除する取り扱いを可能とする。</p> <p>(※)国家資格者(ガラス用フィルム施工技能士)がフィルムの装着時に発行する測定結果に関する証明書</p>	<p>・道路運送車両法施行規則第三十五条の四 別表第二(第三十五条の四関係) 新規検査及び予備検査 一</p> <p>・指定自動車整備事業者が、自動車を国土交通省令で定める技術上の基準により点検するに当たっては、国家資格者が発行する測定結果の「証明書」の確認によって、フロントガラス等の可視光線透過率の測定を免除する。</p> <p>・道路運送車両法施行規則第三十五条の四 別表第二(第三十五条の四関係) 新規検査及び予備検査 一</p> <p>・自動車の車検では窓ガラスに遮熱フィルムが装着されている場合、ディーラー等は可視光線透過率を測定器で計測しているが、測定器を保有していないディーラー等が多い。</p> <p>・フィルムが装着されている場合、測定器を保有していないディーラー等では次の対応を取らざるを得ない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 車検の注文を断る(機会損失) 2 陸運局に持込み、透過率の測定を依頼する(追加負担の発生、非効率) 3 フィルムをはがし、車検を実施する(自動車所有者の経済的損失) <p>・そのため、車検時に自動車の所有者から窓ガラスの透過率に関する証明書(※)の提出がある場合、ディーラー等は点検業務のうち窓ガラスの透過率測定を免除する取り扱いを可能とする。</p> <p>(※)国家資格者(ガラス用フィルム施工技能士)がフィルムの装着時に発行する測定結果に関する証明書</p>	<p>・道路運送車両法施行規則第三十五条の四 別表第二(第三十五条の四関係) 新規検査及び予備検査 三</p> <p>・保安基準適合証の提出がある自動車については、当該登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書及び審査結果の通知の内容又は保安基準適合証に加え、国家資格者(ガラス用フィルム施工技能士)が発行する測定結果の「証明書」を審査することにより検査するものとする。</p> <p>・道路運送車両法施行規則第三十五条の四 別表第二(第三十五条の四関係) 継続検査、臨時検査及び構造等変更検査 一</p> <p>・審査結果の通知及び国家資格者(ガラス用フィルム施工技能士)が発行する測定結果の「証明書」がある自動車については、その内容を審査することにより検査するものとする。</p> <p>・道路運送車両法施行規則第三十五条の四 別表第二(第三十五条の四関係) 継続検査、臨時検査及び構造等変更検査 二</p> <p>・保安基準適合証の提出がある自動車については、当該保安基準適合証に加え、国家資格者(ガラス用フィルム施工技能士)が発行する測定結果の「証明書」を審査することにより検査するものとする。</p>	国土交通省	<p>○ 可視光線透過率の測定については、確認方法に特段の定めがなく、フィルムを装着した自動車の所有者や指定整備事業者が車検時にどのような対応をすべきか明らかにされていないため、指定整備事業者の判断のもと、フィルム施工業者の測定器を使用して、適合性を判断する事例は多くない一方で、指定整備事業者の測定器所持も進まず、指定整備事業者が、①車検の注文を断る、②運輸支局に持ち込んで測定する、③フィルムを剥がして車検を実施するなど、國民に過度の負担が生じています。</p> <p>○ そこで、國において、関係団体と協議のうえ、明確な測定方法を策定・公表するなど、可視光線透過率の測定方法を広く國民に明示いただきたい。</p> <p>○ また、明示が困難な場合には、経年劣化に関するご指摘を踏まえ、國家資格者(ガラス用フィルム施工技能士)が車検1箇月前迄に改めて測定し、適合性を証明した証明書をもって車検時の測定に代替する等の措置の可否についてご意見いただきたい。</p> <p>※ なお、経年劣化に関しては、平成28年11月に国土交通省は、「一定レベルの耐候性試験及び表面に生じる傷の影響試験を行い、品質に「ほど影響は無かった」とする評価結果を日本ウインドウ・フィルム工業会により提出済みです。</p>	国土交通省	<p>・國の自動車検査業務を実施する自動車技術総合機構の審査事務規程において、窓ガラスの可視光線透過率が、フィルム等を貼り付けられたことにより70%を下回るおそれがあるときは、可視光線透過率測定器を用いて可視光線透過率を計測することが明確に規定されています。</p> <p>・自動車部品は経年劣化するため、検査時点の保安基準適合性を審査する必要があることから、車検1ヶ月前の証明書をもって、車検時の保安基準適合性を判断することはできません。また、経年劣化の程度については、フィルムの種類、窓ガラス、または使用期間等によって状況が変わることから一部の評価結果をもって判断することはできません。</p> <p>・また、自動車の車検に際し、指定整備事業者(いわゆる民間車検場)が保安基準適合性の審査を行う場合、確認方法に特段の定めはないため、指定整備事業者の判断のもと、フィルム施工業者が保有する可視光線透過率測定器を使用し保安基準適合性の判断を行なうことは可能です。それにあたり、国家資格者(ガラス用フィルム施工技能士)の証明書は求めません。</p> <p>・なお、國の自動車検査業務を実施する自動車技術総合機構及び軽自動車検査協会では、可視光線透過率測定器を所有しており、事業者や申請者に負担をかけることなく保安基準適合性の判断が可能であることから、同証明書は求めていません。</p> <p>なお、國の自動車検査業務を実施する自動車技術総合機構及び軽自動車検査協会では、可視光線透過率測定器を所有しており、事業者や申請者に負担をかけることなく保安基準適合性の判断が可能であることから、同証明書は求めていません。</p>		